

ガスシステム改革に向けた国民からの御意見

(平成26年9月18日～平成26年10月23日)

※個人情報等を除き、御意見本体について原文を掲載しております。

御意見①(平成26年9月19日)

賃貸契約のアパートなどは自由競争になっていない。大家が勝手に決めているので高い料金を支払わされる。本来支払い者である住人が決定すべき契約を大家が勝手に設備等と引き換えに割高な料金設定される。(セツト販売は違法)独占禁止法にも抵触しているるので、プロパンガス会社に行政指導すべきである

御意見②(平成26年10月5日)

《意見(その5)》

本年9月5日の第13回目の同小委員会で提示された資料「海外のガス事業の状況」では、一例として米国のガス自由化の動向に関するものが記されている。私にしてみれば、ここで示された内容は、『ガス自由化の効果が殆どない米国ガス市場の実状』であるように思えてならない。以下で、幾つかの点について問題提起と提言をさせていただく。

第一に、資料「海外のガス事業の状況」のp24では、次のように記述している。

—— 小売部門については各州が規制権限を有しており、自由化の度合いは州毎に対応が異なる。家庭用の小売参入全面自由化を実施しているのは、8州となっており、そのうち家庭用の切替率1%以上の州が4、1%未満の州が4である ——

これを視覚化したものが参考1で、米国ガス市場は、自由化が進んでいる州が少ないだけでなく、自由化された州であっても自由化の効果は殆ど顕れていないことが容易に見て取れる。

<参考 1>

【図表 35】米国における家庭用自由化の状況



〔出典〕EIA “Natural Gas Residential Choice Programs” から日本エネルギー経済研究所作成

〔出所〕http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/013_04_00.pdf の p 25)

第二に、資料「海外のガス事業の状況」の p 27 では、主要各州の供給者変更の状況として、次のように記述している。

—— 小売参入を全面自由化した州の供給者変更率を見ると、ニューヨーク州では供給者変更率が上昇してきており、近年では 20% 程度（90 万件弱）まで達している。一方でカリフォルニア州では供給者変更率がわずかに上がっているものの、1% 程度（14 万件弱）に留まっている ——

これでは、小売全面自由化によっても、ガス市場は、50 州のうちの 1 州を除き、消費者の選択は拡大し難い市場であることを示しているとしか解せない。

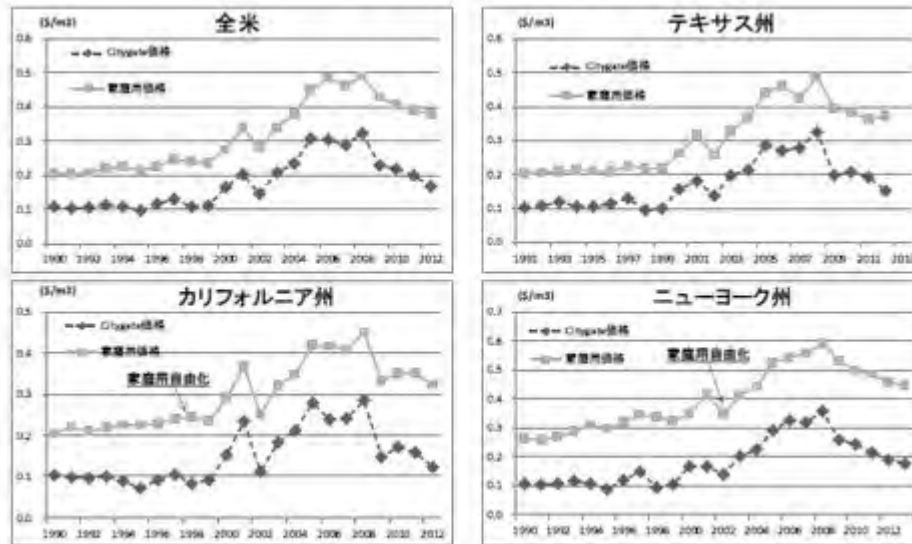
第三に、資料「海外のガス事業の状況」の p 25 では、小売料金の動向として、次のように記述している。

—— 全米及び主要各州のシティゲート価格（略）実質的な卸価格）及び家庭用、産業用小売価格の経年変化を【図表 36】に示す。自由化を実施している州（ニューヨーク州及びカリフォルニア州）と自由化を実施していない州（テキサス州）ともに 2002 年から 2007 年頃にかけて平均して上昇傾向である。これは原料費そのものの値上がりによるものとされる。その後、2008 年以降には各州とも値下がり基調に転じている ——

上記のうち、家庭用小売価格については、参考 2 を参照されたい。私には、自由化しているニューヨーク州及びカリフォルニア州とも、家庭用ガス小売が自由化されて以降、シティゲート価格と家庭用小売価格の間に見られる近年の乖離は、『ワニの口』のように拡大しているように見える。

<参考 2>

【図表 36】 主要各州の家庭用価格の動向



〈出典〉 EIA natural gas database から日本エネルギー経済研究所作成

〈出所 : http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/013_04_00.pdf の p 26) 〉

また、日本エネルギー経済研究所は、2008年7月29日の総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー一部会制度改革検討小委員会（第1回）において、米国ではガス自由化によっても「小売価格低下という目的は達成できていない」と報告している。参考3を参照されたい。自由化を実施した州であるカリフォルニア州、ニューヨーク州、ジョージア州の1990～2006年での小売価格などの推移が掲載されている。

2006年は今から8年前であるが、それ以降、ガス自由化は進展していないと推測される。資料「海外のガス事業の状況」のp25で「2008年以降には各州とも値下がり基調に転じている」と断言する経産省事務当局は、参考2の【図表36】の1990～2013年について、参考3で掲げられているように家庭用価格とCity-Gate価格差のグラフを追記することで、前述した『ワニの口』状態か否かを示すべきである。

合わせて、米国のガス市場では、自由化という制度変更によって、消費者（需要側）への利益増進効果と事業者（供給側）への経営効率化効果がどのように顕在化したか、説明していくべきだ。

<参考3>

米国 4. 小売価格

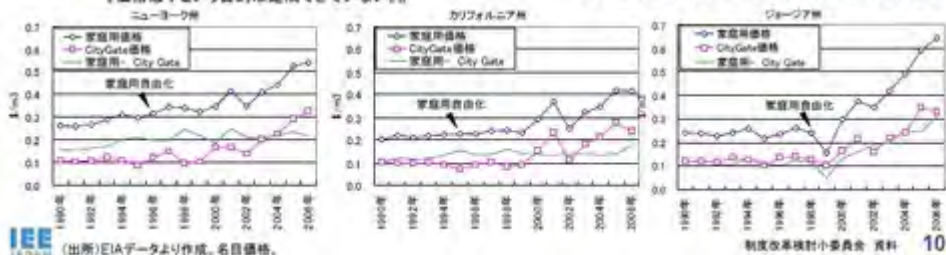
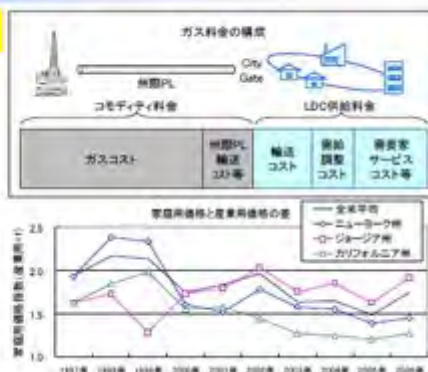
小売価格低下という目的は、達成できていない。

● 小売価格規制

- LDCの小売料金は、規制。(原価+利益)
コモディティ料金は、実費全額を需要家の小売価格にそのまま転嫁。(ハワイ州を除く)
- マーケターの小売料金は非規制。

● 小売価格の推移

- ガス調達価格(City-Gate価格で代表)の上昇にともない、家庭用小売価格も上昇する傾向。(下図)
- NY州とCA州の家庭用小売価格は、City-Gate価格との差が自由化以降、概ね横ばいで推移。(下図)
- 産業用との価格差は低減する傾向。(右図)
- GA州はCity-Gate価格(右下図)および産業用(右図)との価格差が拡大する傾向。
- NY州、CA州規制当局の見解
『価格低下という目的は達成できていない。』



(出所)EIAデータより作成。名目価格。

制度改革検討小委員会 資料 10

(出所：<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g80729b08j.pdf> のp10)

上記の参考3の出所である日本エネルギー経済研究所の資料においては、次のようなことも併せて報告されている。

○「自由化の目的は、競争原理を導入することにより、①小売価格を低下させる、あるいは低下する可能性を増やす。②需要家の選択肢を拡大する。」(同資料のp5)

○「ニューヨーク州やカリフォルニア州では家庭用を自由化していると分類されているが、一定規模以上の需要家グループ形成が前提となっている。」(同資料のp8)

○「LDCの小売料金は、規制。(原価+利益)」、「コモディティ料金は、実費全額を需要家の小売価格にそのまま転嫁。(ハワイ州を除く)」、「マーケターの小売料金は非規制。」、「ガス調達価格(City-Gate価格で代表)の上昇にともない、家庭用小売価格も上昇する傾向。」(同資料のp10)〔註：LDCとは「ガス配給事業者」、マーケターとは「自らはパイプラインを所有せず、託送を利用して天然ガスの調達、再販売を行う事業者」をいう。〕

同資料では更に、自由化を実施しているニューヨーク州とカリフォルニア州の規制当局の見解と、自由化を実施していないコネティカット州の規制当局の見解を、それぞれ次の通り掲載している。

《ニューヨーク州、カリフォルニア州》(同資料のp9)

●多くの家庭用需要家はLDCのサービスに慣れ親しんでおり、マーケターとLDCの小売価格に大きな差異がないことから、マーケターからの供給に切り替えるインセンティブがない。

●メーカーにとっては、需要家 1 件当りの販売量が小さい家庭用需要家は、ピークの冬期以外の消費量が少ないこともあり、コモディティ部分で利益をあげにくい。したがって、家庭用市場で大きな利益を得ようとするれば、多くの需要家を獲得する必要があるが、そのためには多額の費用が必要であり、経済的に成立しにくい。

《コネティカット州》（[同資料](#)の p 1 2）

家庭用の自由化を行わなかった理由として、次のような点を挙げている。

- 自由化を行う場合、最終供給保障用に L D C とメーカーの両者がパイプライン容量を重複して保有することになる。同州はパイプラインの容量に余裕がないことから、安定供給の確保を前提とするとメーカーに十分なパイプライン容量を割当てることができず、不十分な競争しか導入することができない。（※連邦法により、倒産したメーカーが保有していたパイプライン容量は差押えの対象となり、L D C がそれを利用して即座に代替供給を行うことができない。）
- メーカーによる、不公正な商取引（強引な勧誘・覚えのない契約の締結等）に対する懸念がある。

以上のことからわかるように、米国においても、家庭用ガス小売自由化は未だ実験途上の段階にあるということだ。これまでの米国のガス自由化開始からの経過を見ると、家庭用小売価格が原料調達価格の上昇を抑制しているとはとても言えない。

経産省が進めたがっている“ガスシステム改革”の目的は、『競争の活性化による料金抑制』であるが、ガス小売自由化をしても、原料価格の上昇とともに、家庭用小売価格も上昇し、ニューヨークやカリフォルニア州と同様に、「価格低下という目的は達成できていない」ことになる危険は非常に大きいと思われる。

ガス料金値上げは消費者不利益を増大させる。そのようなことが起こる蓋然性の高い“ガス料金規制撤廃”をすることは、「システム改革」の名に値する道理はない。ガス料金値上げに対する家庭用消費者に係る保護策として、ガス料金規制を引き続き課していくべきだ。

ガス自由化についての意見及び要望

2013年11月に総合エネルギー資源調査会基本政策分科会の下に設置されたガスシステム改革小委員会(以下、「小委員会」といいます)では、ガスが低廉かつ安定的に供給され、消費者に新サービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向けた(一般ガス事業の)自由化の検討が進められてきました。小委員会では、導管が全国的に接続されていないなか、中小企業者が大半である一般ガス事業の実態やオール電化や他ガス事業との競争のなかで、電力システム改革による電力小売りの全面自由化と相まってエネルギーの相互参入や他業種との連携などの環境整備も念頭に置いた議論がされてきました。

自由化による競争の活性化が、新規参入形態を含めたガス事業者の独創的な経営戦略により、エネルギー選択肢の拡大と低廉な料金の実現がなされれば需要家(消費者)にとって歓迎すべきことです。しかしながら、これまでのガス事業の歴史的展開や、現在の自由化をめぐる議論の動向産業分野における利用計画の多様化に伴う天然ガスシフトの促進政策、系統電力需給のピーク緩和調整弁としての機能が天然ガス火力に期待されていることなどを考えると、今後のガス自由化によって家庭用の小口の需要家(消費者)にしわ寄せが起きる懸念があります。

私どもエネルギーシステム改革市民委員会では、これまで、料金値上げ認可の経過措置の必要性、消費者も参加した競争監視第三者機関の設置の必要性等について、小委員会に意見を提出してきました。

これまでの小委員会の議論を踏まえ、自由化における消費者利益を確保するために、消費者の立場から、改めて下記意見を提出させていただきます。

記

1. 移行措置及びガス事業の競争監視第三者機関設置について

(第14回ガスシステム改革小委員会で示された“利用者保護のための措置”の小売料金規制に係る移行措置について)

小売全面自由化時の他事業者の参入容易性や、他エネルギーとの競争状況には地域差があることを考えると、現実的な規制なき独占が生じる懸念があります。事業者間の競争状況としては、LPガスやオール電化など他エネルギーとの競争や、小売全面自由化後のガス小売事業者間の競争などが考えられます。

小委員会では供給区域内の平均的な他エネルギーとの競争状況を示す指標として、ガス事業者単位の供給区域内利用率を、料金規制の移行措置除外の指標とするとの提案に対して「サンプル調査から原則75%以下は他エネルギーとの競争状態があり、そのガス事業者全体を移行措置

から外してもよいのでは」との趣旨の発言もあったようですが、これでは、公営事業者を除き約9割のガス事業者が移行措置の対象から外れることとなり、実質的に公共料金としては骨抜きとなります。ガス自由化においても、公共料金として保護すべきであるとの大前提を崩すことは問題です。

供給区域内利用率を移行措置適用基準の1つとするのであれば、消費者保護の見地からの競合基準は、約3割とすべきとの指摘もあります¹。20%の消費世帯が他燃料だから競争状況が激しいとの評価により、残りの80%の消費世帯の料金規制を外すことは、他燃料に転換できない80%の消費世帯にとっては、規制の撤廃による料金保護のメリットを失うことになります。

諸外国の例を見ると、自由化後、むしろ料金は上昇していますが、欧州や米州の大半では、上限価格となる家庭規制料金の保護策が残っていることに注目すべきです。上限価格となる料金規制を残しても、ガス事業者の多様な値下げ設定には支障にならず、むしろ安易な料金規制の緩和や撤廃は、料金値上げに対する事前の歯止めがなくなり『消費者利益の阻害』になります。

以上の理由から、次の2点を要望いたします：

1. 移行措置は原則必要とするとともに、移行措置除外基準は消費者代表も含めた委員会では上限価格設定の導入も含めて決めること。

2. ガス事業の競争状態については、全国一律で判断するのではなく、各地域での競争状況を第三者的な立場から具体的に監視する、消費者代表も含めた機関を設けて地域やガス調達形態などガス事業の実状に応じてキメ細かな判定基準の下に判断すること。

2. ガスに特有の自由化に伴う料金高騰化監視の必要性和他省庁との連携について

現実的な問題として、電力は(旧)一般電気事業者と新電力間の競争、(旧)一般電気事業者同士の競争、と分かりやすく、かつスイッチングコスト(消費者が供給者を切り替える・乗り換えるコスト)がほとんどかかりませんが、ガスの場合は他のエネルギー源との競争もあり、自由化により消費者の選択肢が増えるとは言いきれません。

ガスにおいては、都市ガスからLPG、またその逆であっても機器の交換が必要となり、ガスから電

¹ 都市ガスの料金競争がおきているかどうかの評価には、消費者の利用実態や消費志向を考慮する必要があります。どのような理由で都市ガスを選択利用しないのかの分析が重要ですが、導管の敷設があっても他のエネルギーを利用しているのは、オール電化やLPガスが、都市ガスより割安なものであること、器具の買い替えの負担が考えられます。小委員会資料は「各地域における新規参入者の分布を見ると、新規参入が活発に行われているのは、関東、関西及び中部と、いずれも大手ガス事業者(東京ガス、大阪ガス、東邦ガス)の供給区域内である」としており、実際には新規参入者が少ない地域も相当にあります。このことは、市場原理、即ちガス事業の採算性に起因するものと考えられ、地域によっては大口需要家向け市場だけでなく、家庭需要向け市場での新規参入を見込める可能性も低いと思われます。

一般ガス事業者の供給区域内における家庭用需要に関する普及率は、全国平均で約70%、都市部に供給区域を有する第1グループでも約80%となっており、ガス導管が普及している地域でも、平均で約3割、都市部でも約2割の利用者は、LPガスやオール電化など、他のエネルギー源を利用しているものと考えられます。

なお、ガス導管が比較的普及している三大都市圏の供給区域においても、需要家が新たに都市ガスの利用を希望する場合、需要家宅の近傍までガス導管が延伸していないので、その引込みの「工事負担金制度」としてガス事業者が負担する一定額以上の多額の費用を需要家に求めるような“都市ガス未普及の地域”は今も点在します。特に山間や郊外など田園地域では、供給区域となる「市区町村字」単位が都市部に比べて相当に広いので、供給区域内であってもガス導管の未普及区域が広く、区域周縁の供給区域外と同様に負担を伴うことがよくあります。地方ガス事業者ほど都市ガス普及率は低いという傾向がある都市ガスの供給区域内であってもガス導管が未普及の区域では、ガス導管引込みの追加負担を諦めてオール電化やLPガスを利用することになります。都市ガスが選択肢になり得ないにも関わらず、それを分母とした都市ガスの供給区域内普及率を他燃料との競合指標とすることは、競争実態を正確に反映しているとは言えません。競争実態を正確に把握するには、ガス導管を需要地に引込む場合に需要家負担のない地域に限定した全世帯における都市ガス利用者の割合とすべきです。

力、またその逆であっても大幅に家庭内機器の交換・買い替えが必要になります。

変更するにも、元のエネルギー源に戻すにも、非常に大きなスイッチングコストが掛かります。たとえば、オール電化に乗り換えた人が、都市ガスが安くなったからといってヒートポンプ給湯器や貯湯槽を捨てられません。事業者側からすると、「消費者にとって、単価では乗り換えたほうが単純計算上得であるが、スイッチングコストをなかなか回収できない」というギリギリの線まで値上げすることが可能となります。

ガスに限らず、このような競争環境の場合、それぞれのエネルギー単価を少々下げたとしても、他のエネルギー顧客をガスに切り替えさせるさせることは困難であり、異なるエネルギー供給業者間で、過剰な顧客獲得競争が起こるとは考えにくいといえます。むしろ、暗黙の紳士協定のようなものが作用し、一種のカルテルのような形で消費者利益を阻害することが懸念されます。

都市ガス事業者はLPGレベルまでジワジワと値上げしようとし、その一般ガス事業者の心理が分かっているLPG業者もジワジワ値上げする、ということが起こる可能性も否定できません。一般ガスもLPGもこれをやりすぎると、オール電化に変更するでしょうが、スペース的や住宅構造上、電化できない人、心理的に電化は嫌だ、という消費者は存在します。

競争環境の整備は必要ですが、消費者保護を考えるのであれば、この面でも上記の要望2で述べた消費者代表も含めた競争監視第三者機関の設置が必要

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(液石法)は、LPガスについては標準価格表の公表と個別に供給条件が違う場合における消費者トラブル例も報告されています。

また料金値上げ申請を公表しないガス事業者が多いなか、料金改定を届出制とした場合には「著しく不適切な料金設定により大問題」と判断されても事後命令による改善となり、その間に消費者利益が損なわれます。自由化後は、料金約款の審査段階で届出制料金規制が働くと思いますが、変更命令が出るまで消費者不利益となりますし、変更命令の発令基準自体も厳密な検討が必要です。

新規参入がない既存ガス事業者の少量需要料金が、新規参入との競争の激しい多量需要料金からのコスト補填を受けられずに料金値上げをする場合でも、行政による事前のコスト検証と消費者への丁寧な説明による透明性を確保することにより、消費者に安心感と納得感を提供すべきです。また、自由化における料金監視は他の消費者保護規制をふまえて、どの省庁における監督が適当かの議論もなされるべきです。

以上から、次の2点を要望いたします：

- 3 料金改正は届出制ではなく、申請段階で料金の妥当性を検証し是正できるようにすること。
- 4 小委員会で、あらためて消費者庁、公正取引委員会等との役割分担の議論をすること。

以上

(連絡先) コンシューマネット・ジャパン
(エネルギーシステム改革市民委員会)

御意見④（平成 26 年 10 月 23 日）

第14回ガスシステム改革小委員会で示された“利用者保護のための措置”の小売料金規制に係る移行措置の在り方(4)論点、について下記のように意見を提出します。

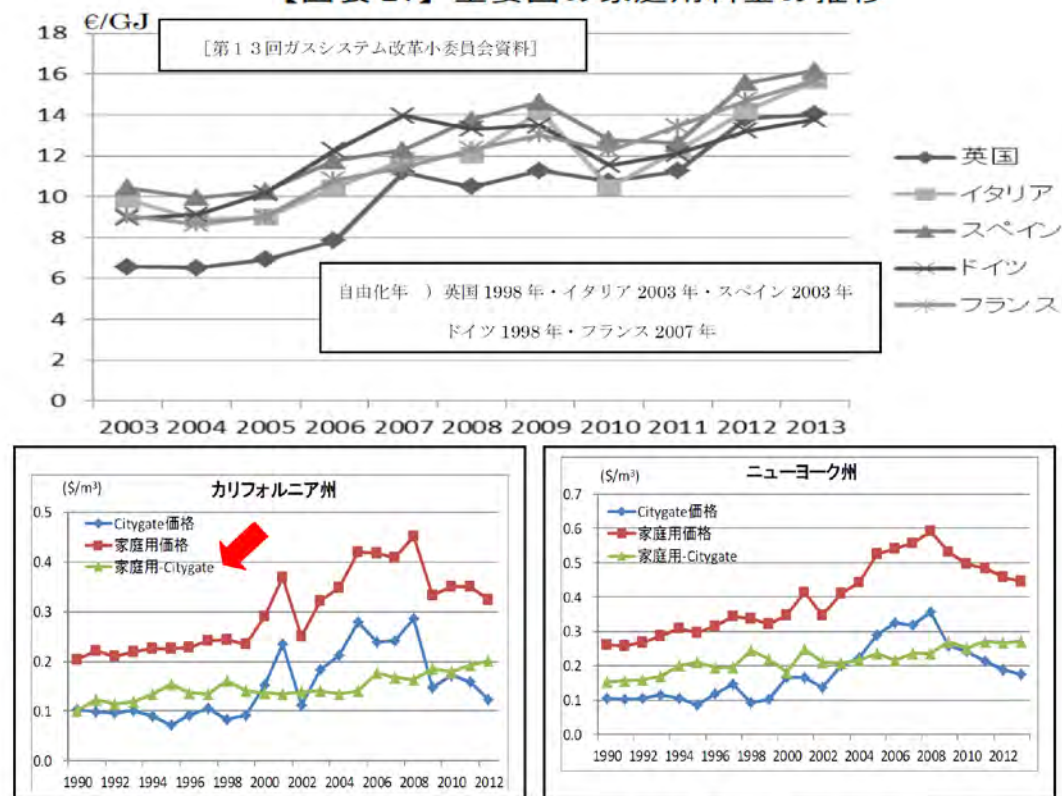
①移行措置の必要性

小売全面自由化時の他事業者の参入容易性や、他エネルギーとの競争状況には地域差があることを考えれば、移行措置の必要性については、規制なき独占が生じる懸念があるか、各地域での競争状況を具体的に検討した上で、判断していくこととしてはどうか。競争状況を検討する際の視点としては、例えば、LPGガスやオール電化など他エネルギーとの競争状況や、小売全面自由化後のガス小売事業者間の競争の蓋然性などが考えられるのではないかと。また、公営事業者では、料金は地方公営企業法において公正妥当かつ総括原価主義に基づくものとされている。(省略) 規制なき独占による不当な値上げが利用者に不利益をもたらす蓋然性は小さいと考えられるのではないかと。これら以外にも、競争状況を検討する際の視点として考慮すべきものはあるか。

【意見】

欧州では、小売全面自由化の目的である家庭用料金低下が、下図でも料金規制のない国(ドイツ・英国)も含めて小売全面自由化以降は料金が上昇している国ばかりです。原料値上げや賦課金等の背景はあると思いますが、自由化でガス事業者の営業コストが低下したとのデータもありません。また米国の小売全面自由化州でも、原料価格以外の料金(下図で家庭用-Citygate)は低下しておらず、小売全面自由化が料金低下をもたらす期待ができません。ですから欧州や米国の大半では、上限価格となる家庭規制料金の保護策が残っています。

【図表 21】 主要国の家庭用料金の推移



自由化年：カリフォルニア 1995 年

ニューヨーク州 1996 年 [エネルギー経済研究所資料]

従って、家庭料金規制の移行措置対象基準となる競争状況の指標は、地域別に慎重に見るべきです。

しかし、事務局資料では『導管網がくまなく敷設されている都市中心街や住宅団地で、実際に他エネルギーとの競争を確認するため、一般ガス事業者 21 事業者のサンプル地域 46 カ所の調査では都市ガス利用率が平均 57%、供給区域内の都市ガス利用率は平均 45%のため、供給区域内の都市ガス利用率は、概ね供給区域内の平均的な他エネルギーとの競争状況を示す指標として機能している』として、ガス事業者単位の供給区域内利用率を、料金規制の移行措置除外の指標の1つとする提案です。

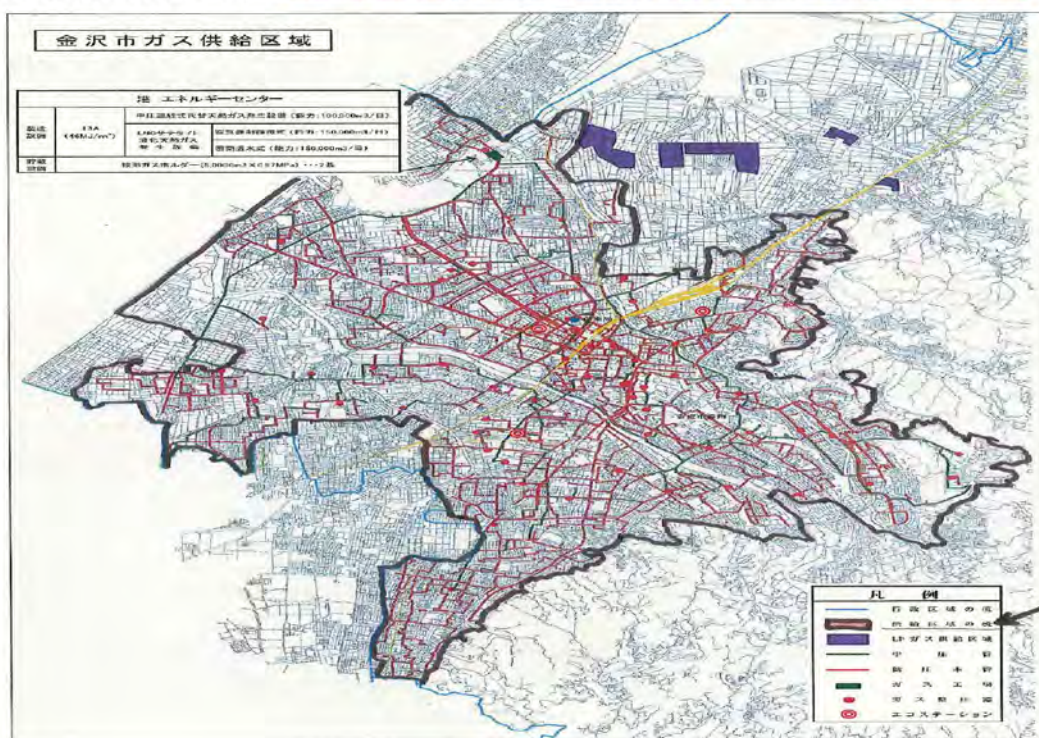
そのために委員会では「サンプル調査から、下記の図表で原則 75%以下は他エネルギーとの競争状態があり、そのガス事業者全体を移行措置から外してもよいのでは」との趣旨の発言もありました。*

【図表 3】一般ガス事業者グループ別の供給区域内都市ガス利用率 利用率＝供給区域内の検針測定数÷世帯数

	供給区域内 利用率	利用率別事業者数				計
		0-25%	25-50%	50-75%	75-100%	
①グループ	79.2%	—	—	1	2	3
②グループ	57.5%	—	1	5	—	6
③グループ	55.6%	4	49	42	23	118
④グループ	43.6%	8	47	24	3	82
全国計	69.3%	12	97	72	28	209

そうであれば、公営事業者を除き約9割のガス事業者が移行措置の対象から外れることとなり、実質的な料金規制の骨抜き措置となり、各地域の家庭消費者からは全く理解されません。区域全体とサンプルの世帯数割合やサンプル調査別の供給区域とサンプル地域利用率も示されておらず、導管網がありガス利用率が低い所を部分的に切り取った可能性もあり、サンプルの提示の仕方に問題があります。

供給区域内で導管負担金制度が適用される導管網の無い郊外と、導管網の有る市街地では、都市ガス利用率に差が生じることは、金沢市企業局[区域内世帯戸数(165千戸)利用率45%]の供給区域内の導管網の稠密性を概観しても明白です。 <http://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/web/about/pdf/gaskuikizu.pdf>



また小売全面自由化しても都市ガスの参入が見込めないガス卸導管から孤立地域にある④グループで、昔から利用率が75%以下であった事業者は、小売全面自由化と関係なく料金規制が無用だったと思いません。

(出典：平成24年ガス事業年報)

地 域	合 計	愛媛県	香川県	高知県	徳島県
メーカー数 (件)	273, 173	84, 138	98, 575	47, 376	43, 084
利用率	54.3%	45.4%	63.9%	50.4%	62.4%

<http://www.otakigas.co.jp/topics/>

地 域	合計	茂原市	一宮町	長生村	睦沢町	大多喜町	市原市	千葉県 中央区	千葉県 緑区	八千代市	山武市
世帯数（件）	257, 567	32, 927	4, 919	1, 536	129	1, 440	100, 341	10, 304	47, 265	55, 473	3, 233
利用率（％）	63.0	78.7	63.4	6.8	28.7	61.1	51.0	43.6	63.8	80.1	62.3

事業者名 大多喜ガス株式会社

市 区 町 村 名		度 市 市				行 政 区 域 面 積		
市 区 町 村 名	年度	24年度(実績)	25年度(実績見込)	26年度(初年度)	27年度	28年度	100.0km ²	
既存供給区域	供給区域面積	km ²	57.8	57.8	57.8	57.8	57.8	
	供給区域内一般世帯数	戸	32,927	33,201	33,475	33,749	34,163	
	年度末実用取付数	個	23,868	23,827	23,726	23,579	23,426	
	対年度伸び率	%	-0.2	-0.2	-0.4	-0.6	-0.6	
	ガスメーター	年度末取付数	25,919	25,968	25,759	25,600	25,434	
	年度末実用取付率	%	92.1	92.1	92.1	92.1	92.1	
	普及率	供給区域内全体普及率	%	78.7	77.9	76.9	75.9	74.1
	普及率	供給区域内家庭用普及率	%	72.5	71.8	70.9	69.9	68.6
	管 道 延 長	供給区域内外	m	532,577	533,610	534,995	536,442	537,546
	管 道 延 長	供給区域内外	m	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
市 区 町 村 名		度 市 市				行 政 区 域 面 積		
市 区 町 村 名	年度	24年度(実績)	25年度(実績見込)	26年度(初年度)	27年度	28年度	100.0km ²	
増加供給区域	供給区域面積	km ²			0.0	0.0	0.0	
	供給区域内一般世帯数	戸			0.0	0.0	0.0	
	年度末実用取付数	個			0.0	0.0	0.0	
	対年度伸び率	%			0.0	0.0	0.0	
	ガスメーター	年度末取付数			0.0	0.0	0.0	
	年度末実用取付率	%			0.0	0.0	0.0	
	普及率	供給区域内全体普及率	%			0.0	0.0	
	普及率	供給区域内家庭用普及率	%			0.0	0.0	
	管 道 延 長	供給区域内外	m					198
	管 道 延 長	供給区域内外	m					620
市 区 町 村 名		度 市 市				行 政 区 域 面 積		
市 区 町 村 名	年度	24年度(実績)	25年度(実績見込)	26年度(初年度)	27年度	28年度	100.0km ²	
増加供給区域	供給区域面積	km ²	57.8	57.8	57.8	57.8	58.1	
	供給区域内一般世帯数	戸	32,927	33,201	33,475	33,749	34,303	
	年度末実用取付数	個	23,868	23,827	23,726	23,579	23,426	
	対年度伸び率	%	-0.2	-0.2	-0.4	-0.6	-0.6	
	ガスメーター	年度末取付数	25,919	25,968	25,759	25,600	25,434	
	年度末実用取付率	%	92.1	92.1	92.1	92.1	92.1	
	普及率	供給区域内全体普及率	%	78.7	77.9	76.9	75.9	74.1
	普及率	供給区域内家庭用普及率	%	72.5	71.8	70.9	69.9	68.3
	管 道 延 長	供給区域内外	m	532,577	533,610	534,995	536,442	537,542
	管 道 延 長	供給区域内外	m	1,250	1,250	1,250	1,250	1,870

なお移行措置除外基準は、大多数の家庭消費者に関わることであり、消費者代表も含めた委員会で決めるべきだと思います。また小売全面自由化から5年間を移行措置期間とし、除外基準に達したガス事業者は順次、料金規制を外せば良いと思います。そして5年後に改めて移行措置の継続の可否を検討するべきです。

なお、小売全面自由化時点では私営事業者は全て移行措置対象とし、公営事業者は地方公営企業法でそもそも料金規制があり、議会承認と監視があるとのことで、移行措置の対象から除外しても問題はないと考えます。

②移行措置の内容

移行措置を講ずる必要がある場合、その内容はどうか。第7回の本小委員会（本年4月3日開催）では、委員から、（ア）電気事業法で設けられているような、事前に規制料金の認可を求める方式（以下「事前認可型」という。）と、（イ）標準的な料金の届出を求め、問題があれば行政が改善を求める方式（以下「事後命令型」という。）が提案された。そのイメージは以下のようになる。

（ア）事前認可型

従来的一般ガス事業者に対し、家庭用等の小口部門について、制度移行前の供給約款料金による供給を引き続き義務付け、これを値上げする場合には総括原価方式による認可制、値下げする場合には届出制とする。すなわち、利用者から見れば、どのような利用量においても料金の事実上の上限が明らかになる。一方、規制料金以外に、利用者との合意による自由料金を設定することは妨げない。自由料金を選択した利用者や新規参入者から供給を受ける利用者以外の利用者については、従来的一般ガス事業者に対し、旧供給区域内で規制料金に基づく供給義務を課すこととする。

（イ）事後命令型

従来的一般ガス事業者に対し、家庭用等の小口部門の中で、典型的な使用条件における標準的な料金を数例定め（例えば、1人暮らし家庭や4人暮らし家庭での標準的な料金など）、それを毎月届け出るとともに公表することを求める。利用者には、自らの料金そのものでなくとも、一定の目安が示されることとなる。行政は、その推移を監視し、原価に照らして根拠のない値上げが生じた場合には、それを是正するよう改善命令を出すこととする。（略）

【意見】

小売全面自由化時には、全ての私営事業者が電気と同様の（ア）による移行措置対象とすることが、家庭消費者には安心できます。なお、小売全面自由化までに、改めて移行措置から除外する基準を家庭消費者代表も含めた委員会で作成して欲しいと思います。またその際には、各市区町村単位に丁寧に競争状況を見極める基準にすべきだと思います。

また、移行措置から除外されても 再度、導管を持つガス事業者が独占状態になる可能性もあることから、恒久措置として（イ）の事後命令型の規制も歯止めとして制定しておくことが望ましいと思います。

以上

御意見⑤（平成26年10月23日）

電力システムの自由化に引き続き、ガスシステム改革が議論されておりますが、電力とくらべてガスは選べないので必要ないのではないかとの声も耳にします。しかし、基本的にエネルギー全体が消費者にとって、見える化できる、組み合わせも含めて選べる選択肢が増える、という意味では賛成です。

ただし、国民のうち、ガスの自由化が動き始めていることを認識している人々がどれほどいるか、

と考えると、ほんの一部の人に限られており、周知不足と言わざるを得ません。また、このまま自由化したとしても、何が変わるのか、どんな影響があるのか、自由化されたことに気

が付く国民がどれほどいるか。となると、自由化によって不利益を被る消費者ができるだけ出ないように、何とかその配慮をしておく、ということは、国として忘れてはならない部分だと思います。

・自由化することで、都心では競争が起こり、料金が下がることも考えられますが、競争の起こりにくい地方の人々は、料金の際限なき上昇という不利益を被る可能性が大きいのではと心配します。いくらオール電化の家が増えている、プロパンに乗り換えられるだろうと言われても、実際にエネルギー源を替えるためには知識も費用も必要です。特に、高齢者や学生など所得の低い人々には大きな負担になると思われます。急激な価格上昇を抑えるためにも、料金規制はすべての事業者に対して、しばらくは残すべきと考えます。電気の自由化ではきちんと残された料金規制が、ガスの場合には一部でしか残されないということは考えられません。ましてや、自由化なのだから

料金規制は残さないのが当たり前という言い分は、国民を無視しているとは思えません。

・ガスの場合、自由化したあとの一番の国民の懸念は安全について、だと思います。電気の場合も漏電など、安全に対する懸念もあげられますが、漏れて中毒を起こす、爆発の危険があるという点で国民の不安は電気に対してよりもガスのほうに大きな関心が向きます。例え自由化しても、導管を含めた安全の責任を受け持つところはどこなのか、導管事業者のみではなく、実際に国民に販売する事業者にも責任持たせるなど、自由化しても安全性は担保されていることを国民にはっきりと示せるようにしてください。

・自由化により、急に倒産する事業所が出ることも考えられます。その場合、国民に不利益が出ないように、どこが代替して供給するか、ということ、国としては最低限保証してほしいと思います。ガスは、生活に直結したエネルギーであることから、是非考慮いただきたいと思います。

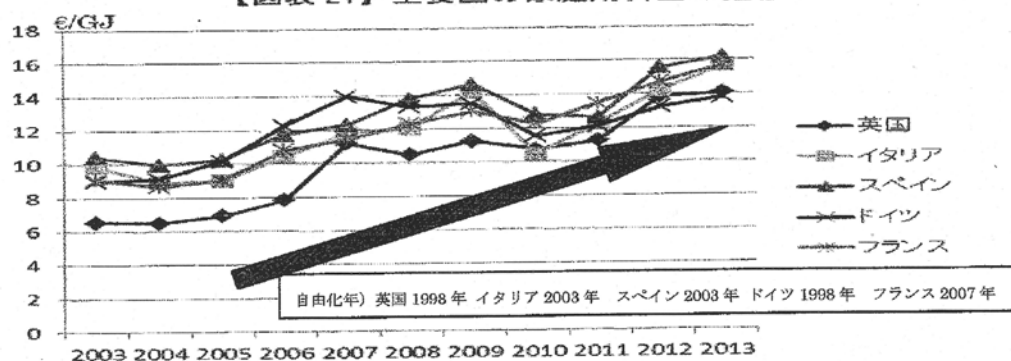
・ガスの原料は、貴重な資源であると同時に、ほとんどが輸入です。省エネに努めるためにも、エコキュートなどの高効率の革新的な機器購入のための補助金や促進のための広報については、事業者任せにせず、自由化したのちも国が中心となり積極的に行って欲しいと希望します。

「小売料金規制に係る移行措置の在り方（ガスシステム改革小委員会第14回資料）」について、家庭消費者としての意見を提出します。

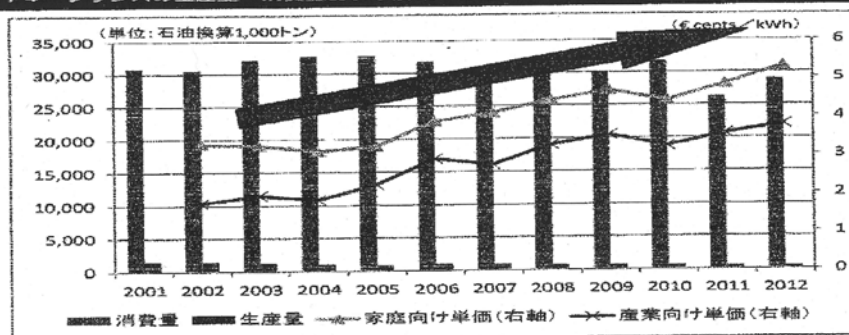
I. 全面自由化して値上りするガス料金と基本的意見

- ガス自由化が先行する欧州ガス自由化では、家庭用ガス料金が値上りしている。「自由化で競争が起こり料金が下がる想定が外れたと問題視されているとのことです（大和総研レポート）」。
- 8 州が自由化する米国も、家庭用料金はガス調達価格（city-gate 価格）に比べて値上した州があり「規制当局は価格低下の目的は達成されてない（エネルギー経済研究所）」としています。
- 日本でも自由化されている LP 価格は高止まり状況にあります。
- 『需要家の選択肢の拡大と需要家の保護の両立』を掲げる電力自由化と同様に、「ガスも参入は自由化し、既存事業者の上限価格は、現在の値上げ事前認可型の料金規制で歯止めをかけて（内部アンケート）、多様な料金設定や値下げは自由」とすることが消費者目線です。
- 料金値下げと新規参入者の料金規制など『廃止すべき規制』と、自由化後も『残すべき規制』があります。また『新たなエネルギーを選べる消費者』と『現にガスを使い、今後も他の都市ガスや他のエネルギーを選択できずに、現在の都市ガス会社を利用せざるを得ない消費者』の保護も分けて考えて下さい。
- 後者の消費者の料金や最終保障サービス（供給継続義務）は、予想の蓋然性（確実性）で競争状態を判断して、最初から料金規制（供給義務）を外さないで下さい。特に、私営ガス事業者は、全事業者に家庭消費者の料金規制を移行措置として、5 年ごとに見直ししてください。
- 移行措置の解除基準は、改めて消費者代表を含む透明性のある委員会を決めて下さい。

【図表 21】 主要国の家庭用料金の推移

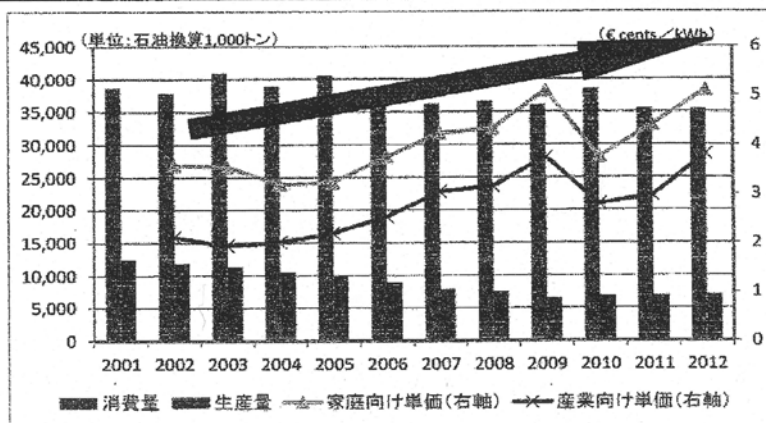


図表 14 フランスの生産量・消費量および産業・家庭向け価格の推移



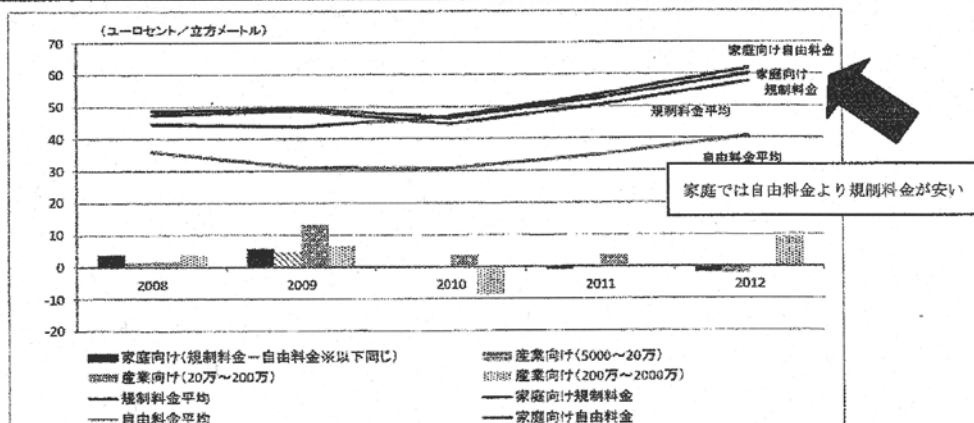
（出所）Eurostat Statistics Database より大和総研作成

図表 17 イタリアの生産量・消費量および産業・家庭向け価格の推移



(出所) Eurostat Statistics Database より大和総研作成

図表 19 イタリアの消費量別規制料金と自由料金の差額の推移

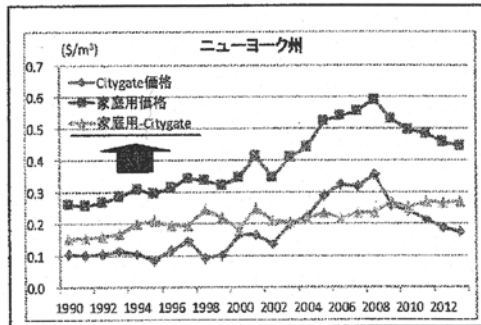
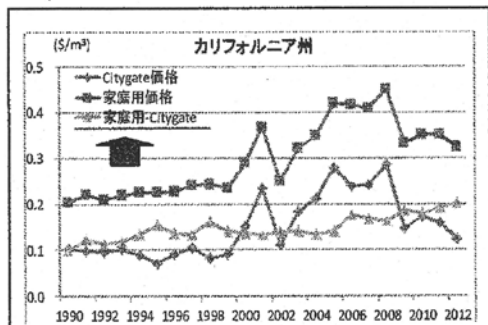


(出所) イタリア電気・ガス規制当局 2013 年アニュアルレポートより大和総研作成

アメリカ

Ca 州 1995 年全面自由化

NY 州 1996 年全面自由化 (エネルギー掲載研究所)



□意見

- ✓ 『料金はある程度シークレットの部分が自由化の醍醐味で、それを明確にしたら自由ではない。消費者が納得しなければほかに行くのが自由化』とのガスシステム小委員会でのガス事業者の発言が、料金自由化の真意だと思います。自由化とは「消費者がガス事業者を選択できる一方で、ガス事業者にも値上げや、販売先の消費者と情報提供を限定する自由もある」とも言えます。不透明で料金が高止まりと問題視されるLP料金と同じになる懸念があります。家庭用は、高齢者など交渉力がない消費者が多いので、ガス事業者本意ではなく消費者本位の料金移行措置策を講じて下さい。
- ✓ 日本の大口平均単価は、自由化後に暫く経つと規制料金と変化率は変わらないので、規制料金も自由化して平均単価が下がるのか心配です。
- ✓ 「規制料金が残ると、新規参入者がそれ以下で料金設定をしないので競争がなくなる」との指摘があります。規制料金水準以下だと利潤がないのが理由であれば、規制料金がなければ値上げが心配されます。自由化の目的は競争ではなく安い料金です。フランスやイタリアの消費者の大半が、妥当性と安心感から規制料金を選択するのは、当然のことです。全く問題がないと思います。

Ⅱ.ガス自由化で料金規制を撤廃する理由は何ですか(ガスシステム改革小委員会資料より)

- 電気は国民生活に必需で代替性に乏しく、現行の電気事業者の有力な競争者が十分に存在しておらず、直ちに料金規制を撤廃すると規制なき独占を招く。そのため、競争状態が確認されるまで、旧電気事業に現在の規制料金での供給義務を課す経過措置を置く。しかしガスは、以下の理由で小売料金規制は廃止することとして良いか。
- ・都市ガスの大口の小売事業では有力な競争者が存在し、既に一定の参入があること。
 - ・都市ガスの新規参入の可能性が低い地域もLPガスやオール電化等との競争があること。

□意見

- ✓ 自家用車と競争のある鉄道やバスと同じく、消費者保護として上限料金規制は必要です。
- ✓ 日本の大口新規参入件数シェアは2%のみ。それも大手ガス三社に偏っているとのこと。全国で2750万件もある家庭用での地方での新規参入は殆どないと思います。
- ✓ 供給区域が廃止されても、都市ガスの新規参入者がなければ、ガス導管を所有し独占下で顧客を獲得した現在のガス事業者に独占力があります。一方的な値上げや供給拒否防止のため、料金規制の移行措置を除外する市区町村単位での指標が必要です。
- ✓ 「大口は新規参入があり料金が低下した。家庭用も同じ」「ガスは既に他燃料との競争がある」との蓋然性(予想確実性)や恣意的な指標で、大半の私営ガス事業者の料金規制の移行措置を骨抜きにしないで下さい。

(2-2)他燃料との競争(ガスシステム改革小委員会資料より)

全国平均の供給区域内普及率は70%で、約3割の世帯は都市ガスが利用可能であるにも関わらず全く利用せず、オール電化など他エネルギーを利用している。

また、導管が蜜に敷設される都市中心街や住宅団地での21事業者の46カ所のサンプル調査では、供給区域全体とサンプル地域の普及率と概ね同じ数値とみなせるので、供給区域全体での普及率が、他エネルギーとの競争状態を示す指標と考えられる。

【図表 43】一般ガス事業者のグループ別供給区域内普及率

	供給区域内 普及率	普及率別事業者数				
		0-25%	25-50%	50-75%	75-100%	計
①グループ	79.2%	—	—	1	2	3
②グループ	57.5%	—	1	5	—	6
③グループ	55.6%	4	49	42	23	118
④グループ	43.6%	8	47	24	3	82
全国計	69.3%	12	97	72	28	209

(出典) 資源エネルギー庁ガス市場整備課「ガス事業年報」平成24年度版から資源エネルギー庁作成

※1. 普及率は供給区域内調定数/供給区域内世帯数で算出。

※2. 調定数とはガス料金請求書を発行した件数をいう。

(注) ①大手LNG輸入三社 ②輸入基地所有の中堅事業者 ③導管で国内ガス調達事業者 ④ローリーでガス調達事業者

□意見

- ✓ 供給区域内普及率が70%で、残りの30%が他燃料を利用する消費者だとしても、自由化に伴い保護すべきなのは、生活に必需な厨房や給湯用で現に都市ガスを利用して他燃料に切替えが難しい70%の消費者世帯です。特に賃貸住宅や集合住宅では、現実的に他燃料転換は困難です。高齢者や生活弱者にも他燃料転換の負担は重いです。その消費者のガス料金が値上りしない蓋然(予想確実)性は、海外事例から小さいと思います。
- ✓ 供給区域にはガス導管工事負担のある未普及区域も含まれ、都市ガス利用に大きな費用がかかることから、その区域も含めた普及率は料金規制を外す他燃料との正確な競合指標ではありません。また、導管敷設地域で競争が激化した一部を切り取ったサンプル調査で、導管敷設地域の普及率が供給区域全体と概ね同じ、と断定できません。
- ✓ 簡易ガスでも、住宅団地型大規模ガス団地12カ所のサンプル調査や事業者ヒヤリングで競合があるとして料金規制不要と結論づけました。サンプルの取り方や個別内訳も不透明なサンプル結果で、料金規制を廃止する指標を強引に決めることは納得できません。特に山間部や郊外など市町村単位で供給区域が広く、導管の未普及地域の大きな遠隔地にある④グループでは、事業者全体での供給区域内普及率が低くなることから、その普及率については、供給計画にある市区町村単位に検証すべきだと思います。
- ✓ 競争状態の指標として、導管引込みの消費者負担がない地域が大半の市区町村で、例えば7割が他燃料である事業者が、料金規制の移行措置解除の目安だと思います。

以上